

請願第 1 号

「地酒乾杯条例」の制定を求める請願書

提出年月日 平成 28 年 1 月 22 日

提 出 者 栗山町字中里 77 番地
北の錦愛好会 会長 吉 田 輝 雄

紹 介 議 員 檜 崎 忠 彦

請願の趣旨

本町には、創業明治 11 年の小林酒造があります。その酒蔵群は平成 18 年に国の登録有形文化財に登録され、「蔵元北の錦記念館」は今年でオープン 20 周年、11 月上旬に来館者数 60 万人を達成しました。平成 26 年にオープンした「小林家」と相まって本町観光の一大拠点の地位を確立しています。

また、平成元年より始まった「酒蔵まつり」は北の錦酒蔵群を一般開放し、しぼりたての新酒の振る舞い、栗山町の特産品が多数紹介され、27 年を経た今では 2 日間で 3 万人以上の来場者が集まる早春の道央圏の一大イベント、「老舗まつり」として成長しています。

小林酒造は、北海道産酒造好適米の誕生に伴い、“道産米による酒づくり”の技術向上に努め、平成 10 年からは地元農業者との契約栽培による酒米の使用を始め、現在はその多くが栗山産米で醸造され年々増産を続けております。また、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことで、日本酒はますます注目される存在となりました。

「北の錦」を愛する町民が地酒で乾杯と集い、節目節目に酒がしぼられた地元で生まれた喜びや食文化を発信する一助となるようにと思いを含め、「北の錦愛好会」を発足し本年で 30 周年を迎えました。これからも栗山から日本酒の文化と歴史を伝えていくことが地域振興に寄与するものと切に望み、「地酒乾杯条例」の制定を求めるものであります。

上記のとおり、請願書の提出があったので付議する。

平成 28 年 3 月 18 日

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦